

(検査マニュアルの目的)

この検査マニュアルは、製品安全協会の定める「圧着式簡易棚及び棒の認定基準及び基準確認方法」に基づき、協会が圧着式簡易棚及び棒に対するSGマークの認定を行う際の試験方法の解釈等を定めたものである。

2. 適用範囲

ねじ、くぎ、接着剤などを補強用として使用し、壁面等に圧着させて水平に取り付ける棚及び棒の場合、適用範囲に含める。ただし、試験はこれらを使用しない状態で行うものとする。

3. 形式分類

(7) ねじの機構とスプリングの機構とを併用しているものにあつては、Ⅰ形・Ⅱ形の分類は、申請者の申請によるものとする。

(4) Ⅰ形・Ⅱ形以外のものにあつては、申請者又は委託検査機関は、その取扱いについて製品安全協会と協議するものとする。

4. 安全性品質について

1. (4) 認定基準

「取り付けは容易であり、確実に壁面等に圧着できる構造であること。」とは、特別な治具や工具を使用せずに取り付けられる構造のものをいう。

なお、特別な治具や工具には製品に付属しているものは含まないものとする。

2. 基準確認方法

(7) ステンレス板及び製品の端部は、試験前にアルコール等で拭き、汚れなどが付着していない状態で試験を行う。

(4) 「耐荷重」とは、表示及び取扱説明書に記載された耐荷重をいう。

(9) 「破損」とは、使用上差し支えのある部品の外れ、破損、曲がり・ねじれ・変形等をいう。

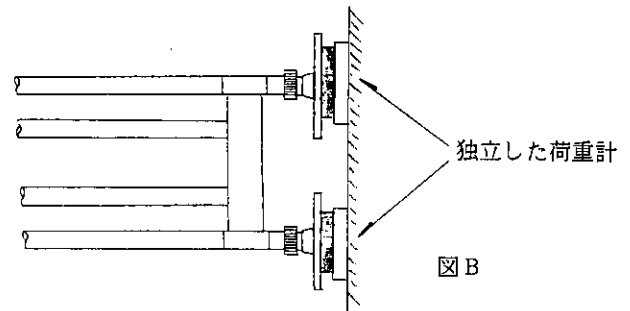
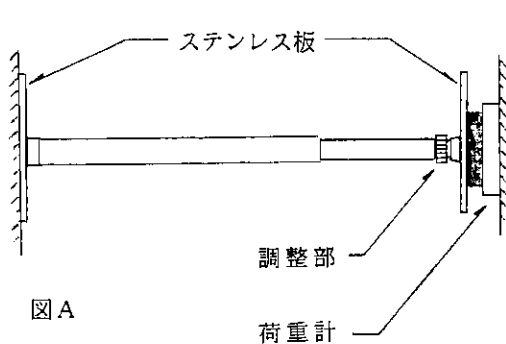
(5) 「外れ」とは、壁面からの落下をいう。

(6) 「ずれ」とは、本体圧着部と試験壁面とのずれをいう。

(カ) 基準確認方法2の図1にある「L」は、取付長さを示す。

(キ) 「ずれ等がないこと」には、荷重を負荷した時の製品端部の変形や荷重を負荷した直後のわずかなずれは含まない。

(ク) 圧着力は、図Aのようにねじ側（スプリング式のものにあつては細径管側）で測定しする。棚の場合には、図Bのように圧着部にそれぞれ独立した荷重計を使用して、出来るだけ均等な圧着力になるように調整し、それぞれの合計値を圧着力とする。



(ケ) 圧着力の調節機構が1カ所の棚の場合も、図Bのように2個の荷重計を使用して試験を行うものとする。

(コ) 「壁面に取り付ける圧着力（F）は、表2に示すとおりとする。」とあるが、表2の値に正確に合致させることが困難な場合は、表2の値を超えない圧着力で試験を行い、基準に適合したものは合格と見なす。

なお、取付時の圧着力は、記録しておく。

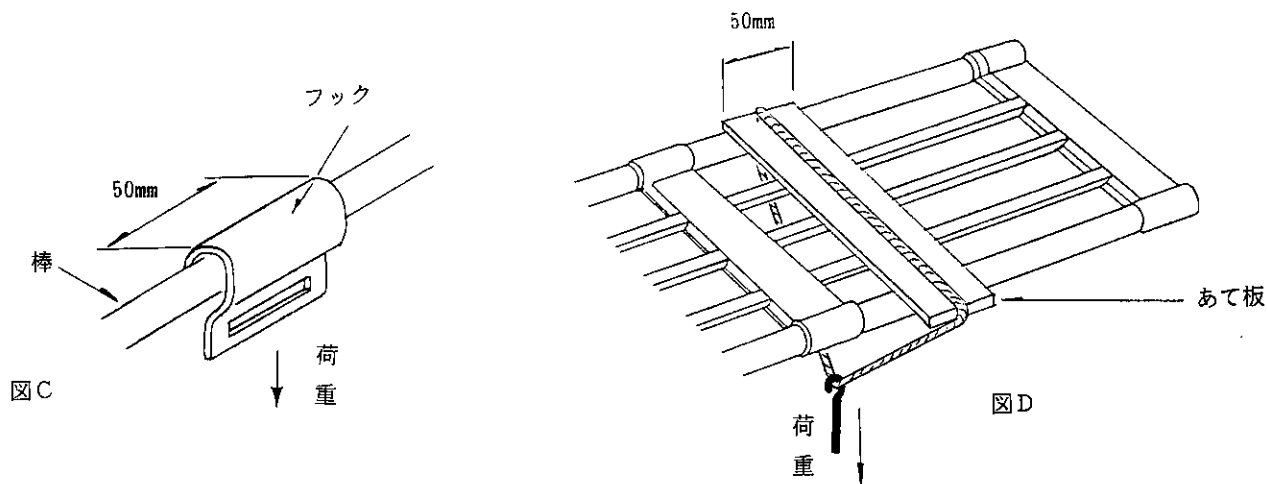
(カ) 荷重は原則として重錘を使用し、出来るだけ静かに荷重を掛ける。

(シ) 「試験の取付長さは最大長さで行う」の最大長さとは、取扱説明書に示されている取付可能寸法の最大長さをいう。

(ス) 「最大及び最小長さで試験を行う」とは、長さによって表示耐荷重の異なる製品に対しては、取扱説明書に示されている取付可能寸法の最大長さ及び最小長さにより試験を行うことをいう。

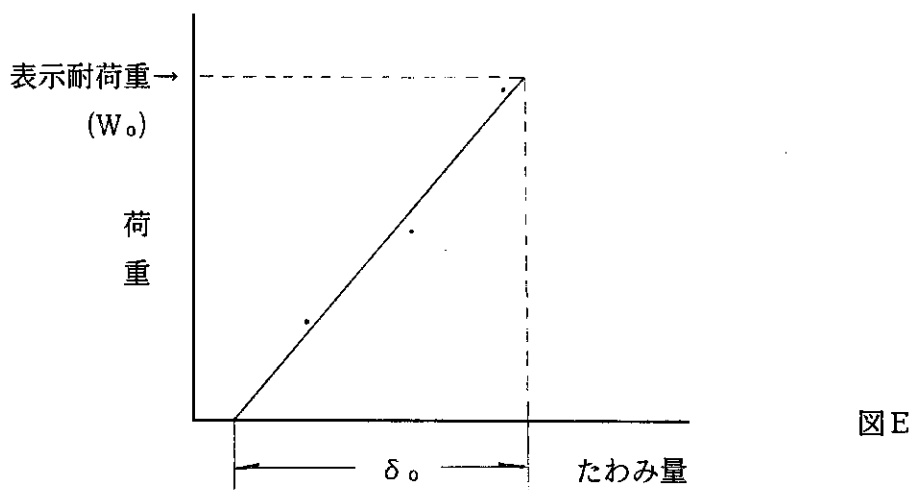
(e) 棒の場合には、図Cに示すように約50mm幅のフック又は布ベルトを使用し荷重を掛ける。

(f) 柵の場合には、図Dに示すように約50mm幅の剛性のあるあて板を用いて荷重を掛ける。ただし、あて板の長さは柵の幅以上のものを使用し、ロープが柵に直接力を及ぼさないようにするものとする。



(g) 柵は、測定中に幅方向に傾くことがあるので、たわみは柵幅の中央点で測定する。

(h) がた等を除いたたわみ量 (δ_0) を求めるために、表示耐荷重 (W_0) を3等分以上に分割して、段階的に荷重を加え、各段階ごとにたわみ量を求め、図Eのようにその点に沿って直線を引いてグラフより表示耐荷重でのたわみ量 (δ_0) を求める。測定は、表示耐荷重に達してから1分間保持することとし、すみやかに全体の測定を終了するようにする。



(i) 「構造上上記の圧着力 (F) に達しないもの」とは、調節部が規定の圧着力に達する前に固くなる等で調節が困難になるもの、アジャスター機構などにより圧着力の限界が表示されているものあるいは長さ調節が規定の圧着力に達する前にすべるもの等をいう。

5. 表示及び取扱説明書

1. 認定基準

「容易に消えない方法」とは、手又は布でこすったとき消滅又ははく離しないことをいう。

1. (3) 認定基準

取付長さによって耐荷重が変化するものにあつては、消費者が理解しやすいように表示する。

(例)

20 kg ~ 10 kg

2. (2) 2. (3) 認定基準

取付長さによって耐荷重が変化するものにあつては、消費者が理解しやすいように記載する。

(例)

取付寸法	900mm ~ 1800mm
耐荷重	20 kg ~ 10 kg

なお、表示にあつては取付寸法が最大及び最小の場合だけでなく、中間寸法の場合の耐荷重を表示してもよい。ただし、耐荷重性試験は、基準確認方法に定められた通り最大及び最小長さで行い、中間の寸法に対する耐荷重については公的検査機関または登録工場の試験成績書により確認する。

2. (5) (c) 認定基準

「水平に取り付ける」は、水平の意味が明確になるように、「壁面に垂直（直角）」又は「床面に平行」等の表現が望ましい。